



いじめ問題への対応の要諦 ③

「重大事態」に係る対処

- ◆ 重大事態に係る対処は、教育委員会との密接な連携・協力の下に行う必要があります。

校長が重大事態の発生か否かの判断に迷うときなどは、教育委員会と協議の上、迅速かつ適切に判断します。

その際、校長は、これまで確認されている事実経過等の詳細について教育委員会に情報を提供します。



- ◆ 児童・生徒、保護者から重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告します。
- ◆ その後、学校は数日以内に改めて、文書にて、教育委員会教育長宛てに、重大事態発生の経緯を報告します。（この時点では、いじめの有無などについて確認できなくてもよい。）
その際、いわゆる5W1Hを明確にして事実のみを簡潔に記載し、推測や主観を記載しないことが肝要です。（被害の子どもや保護者などに開示することが想定される文書であることを念頭に置く。）
- ◆ 当該文書を受理した教育長は、この文書などにより、教育委員会において、重大事態の発生を報告するとともに、速やかに、当該文書を写しとして添付した文書を、市長に提出します。市長は、市議会に報告するとともに、必要に応じて総合教育会議を開催します。